

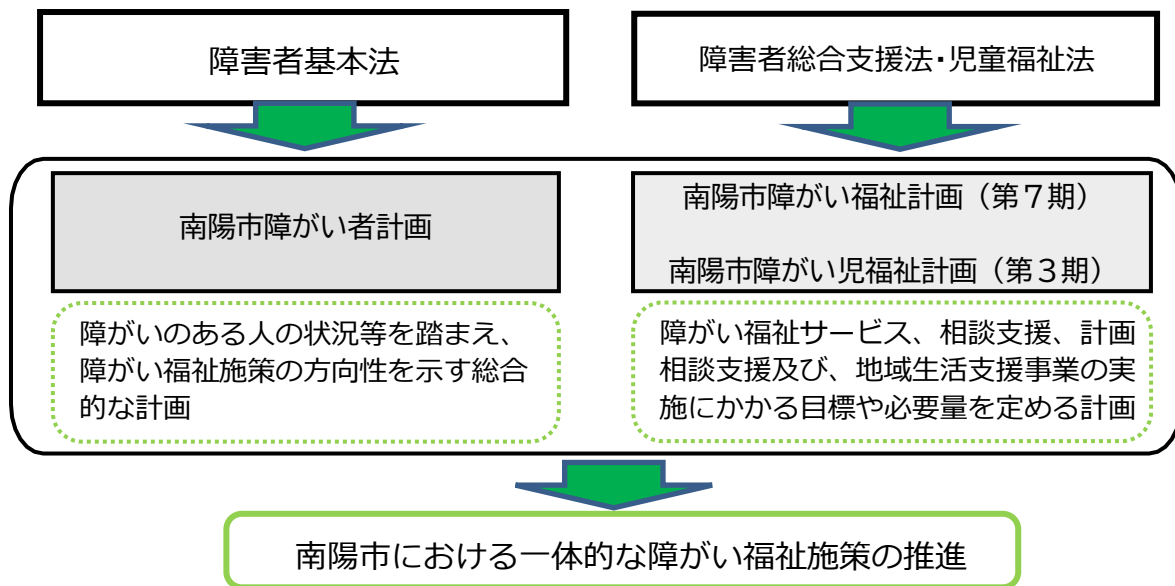
南陽市障がい者計画・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

概要版【令和6～8年度】

■ 計画策定の背景と趣旨

- ・持続可能で多様性のあるインクルーシブ社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）。その基本理念は、「誰一人取り残さない」というものであり、国の方針として障がいの有無に関係なく、国民全員が互いに尊重しあい支え合う共生社会を目指しています。
- ・国内においては、令和3年の東京夏季パラリンピック競技大会を通じて、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が進みました。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に障がい者や弱い立場にある人々にとっては、交流や見守り、相談の機会が失われ、孤独や孤立の問題が顕在化する契機となりました。
- ・南陽市では、国の制度改正や社会情勢の変化に合わせて、障がい者が住み慣れた地域で社会参加できる地域社会を目指します。地域住民、関係機関、行政等が協働しながら、障がいのある人もない人も、互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる地域社会（共生社会）の実現に向け、本計画を策定するものです。

■ 法令等の根拠及び計画の位置付け



■ 各計画の期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	→					
障がい福祉計画	第7期	→		第8期	→	
障がい児福祉計画	第3期	→		第4期	→	

1. 障がい者計画の体系

(基本理念)

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で誰一人取り残されことなく、共に支え合いながら、自分らしく生きられる地域共生社会を目指して

(基本的視点)

重点施策

主な活動方針

視点 1.自分らしい生活をするために

1.1 社会参加活動の促進

- 1. スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 2. 芸術文化活動の振興、ボランティア活動
- 3. 観光バリアフリーの促進

1.2 雇用・就労の促進

- 1. 障がい者の職業リハビリテーション等
- 2. 雇用の促進、福祉的就労の充実
- 3. 農福連携の推進
- 4. 事業者の障がい理解・差別解消の啓発

1.3 尊厳の保持と権利擁護

- 1. 障がい者差別の解消
- 2. 権利擁護のための取組の促進
- 3. 成年後見制度の周知啓発

1.4 障がい及び障がい者に対する理解促進

- 1. 障がいに関する啓発活動の推進
- 2. 関係機関のネットワークの形成

視点 2.共生社会を実現するために

2.1 相談支援体制・地域包括ケアの拡充

- 1. ケアマネジメントの実施
- 2. 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの整備・拡充

2.2 地域生活の支援と保健サービスの充実

- 1. 市町村地域生活支援事業の充実
- 2. 精神疾患の予防と早期治療の推進
- 3. 精神障害者への切れ目のない移行定着支援

2.3 地域生活支援のための施設等の整備

- 1. 施設整備の促進
- 2. 移動支援・交通環境の整備

2.4 福祉用具等の利用支援

- 1. 福祉機器等の利用の推進
- 2. 身体障害者補助犬による学校福祉支援

視点 3.安心して生活をするために

3.1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・推進

- 1. 住環境のバリアフリー化の推進
- 2. ICT活用等情報のバリアフリー化の推進
- 3. 公共施設のバリアフリー化の推進

3.2 地域リハビリテーションの体制整備

- 1. 関係機関のネットワークの形成

3.3 防犯・防災対策の充実

- 1. 関係機関のネットワークの形成
- 2. 災害発生時の支援体制等の整備
- 3. 個別避難計画の作成

視点 4.子どもの力を育み伸ばすため

4.1 地域における支援体制の充実強化

- 1. 関係機関のネットワークの形成
- 2. 障がい児への包括的支援の推進
- 3. 仲間づくりの支援

4.2 専門的で質の高い早期発見・早期療育体制の強化

- 1. 早期療育体制の整備
- 2. 相談支援の拡充

4.3 教育・育成の充実

- 1. 障がい児に対する学習支援体制の充実
- 2. 障がい児に対する就学支援体制の整備
- 3. 関係機関との連携強化による切れ目のない支援の拡充

2.障がい福祉計画・障がい児福祉計画の体系

(基本目標)

(成果目標)

(活動指標)



計画概要版

3. 成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	54 人	令和 4 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	50 人	令和 8 年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込 (A-B) ((A) - (B)) / (A)	4 人 7.41%	差引減少見込み数 (5%以上とする)
【目標値】地域生活移行者数 (C) (C) / (A)	4 人 7.4%	施設入所からGH等へ移行した者の数 (6%以上) ※により

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	1	令和 8 年度末の数

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	3 か所	令和 5 年度末までの整備数
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	R9 年 3 月	コーディネーターや事業所等の担当者、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備時期
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	年 1 回以上行う
強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制の整備	R9 年 3 月	強度行動障がいを有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

○一般就労移行者数

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	2 人	令和 3 年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	6 人	令和 8 年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
増加率 (B) / (A)	1.5	(1.28 倍以上とする)

計画概要版

○就労移行支援事業利用者数

項目	数 値	考 え 方
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	0人	就労移行支援事業の利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	2人	就労移行支援事業の令和8年度中における利用者のうち一般就労移行者数
増加率 (D) / (C)	皆増	1.31倍以上とする

○就労継続支援A型事業利用者数

項目	数 値	考 え 方
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	1人	就労継続支援A型利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F)	2人	就労継続支援A型利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行した者の数
増加率 (F) / (E)	2.0	(概ね1.29倍以上とする)

○就労継続支援B型事業利用者数

項目	数 値	考 え 方
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (G)	1人	就労継続支援B型利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値】就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (H)	2人	就労継続支援B型利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行した者の数
増加率 (H) / (G)	2.0	(概ね1.28倍以上とする)

○就労定着支援事業利用者数

項目	数 値	考 え 方
現在の就労定着支援事業の年間利用者数 (I)	0人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者 (J)	1人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
増加率 (J) / (I)	皆増	(1.41倍以上とする)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

項目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末の設置数
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制整備		令和8年度末まで推進体制整備
主に重症心身障がい児を支援する(児童発達支援事業所の確保)	2か所	令和8年度末の事業所数
(放課後等デイサービス事業所の確保)	2か所	
医療的ケア児支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置継続	令和8年度末までの設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	令和8年度末までの配置

計画概要版

(6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組

内容	単位	6年度	7年度	8年度	推計の考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	15	15	15	6年度以降の設置・稼働を想定。 (地域の相談支援事業所数) × (平均指導・助言回数) 指導には相談支援部会における事例検討(各事業所年1件×部会3回)と困難ケースへの助言を想定(1事業所あたり2件/年)。3事業所 × (1件×3回+2件) = 15件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	回	3	3	3	6年度以降の設置・稼働とし、相談支援部会(年3回)における事例検討やGSV研修を想定。
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3	6年度以降の設置・稼働とし、相談支援部会(年3回)における事例検討やGSV研修を想定。
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	1	1	1	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	回	3	3	3	相談支援部会における事例検討を想定、3事業所、各1名参加、部会3回/年
	者	9	9	9	
協議会の専門部会の設置数・実施回数	部会	2	2	2	
	回	5	5	5	

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値等	考え方
県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	8人	令和8年度の延べ参加人数(人・日)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する体制	有	令和8年度の様況
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する場の実施回数	1回	令和8年度の実施回数

4. 市で実施している地域生活支援事業

必須事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
(意思疎通支援事業)
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- ・日中一時支援事業
- ・福祉ホーム事業
- ・自動車改造助成事業
- ・訪問入浴サービス事業

■ 計画の進行管理

1. 計画の評価と見直し

成果目標及び活動目標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向もふまえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。この中間評価等の結果をふまえ、必要があると認めるときは、計画の変更や見直し等を実施します。

南陽市障がい者計画・障がい福祉計画(第7期)
障がい児福祉計画(第3期) 概要版

発行日:令和6年3月

発行・編集:南陽市 福祉課 すこやか子育て課

〒999-2292 山形県南陽市三間通436番地の1

電話:0238-40-3211 FAX:0238-40-3387

E-mail:fukushi5@city.nanyo.yamagata.jp

sukoyaka1@city.nanyo.yamagata.jp